

## 「就学指定校の変更について」

橋本市教育委員会では、学校教育法施行令第5条第2項により、小・中学校ごとに通学区域を定め、児童生徒の住所によって就学すべき学校を指定しています。この指定された学校を「指定校」といいます。

下記基準に基づき、教育委員会が相当と認めた場合、指定校の変更ができます。

変更を希望される保護者は、橋本市教育委員会 学校教育課 学務係までご相談ください。

### 記

学校教育法施行令第8条(就学指定校変更許可)に係る取り扱い基準

橋本市教育委員会

分類	承諾基準	承諾期間	添付書類
1. 転居 (入学後)	途中市内転居で、現在籍校への通学の場合	卒業まで 「中学校進学時でも変更可」	なし
	年度内に転居が確実なとき、転居先の校区の学校を希望する場合	該当年度3/31までを限度とし、転居するまでの期間	なし
(入学前)	入学年度内に転居が確実な場合	該当年度3/31までを限度とし、転居するまでの期間	なし
2. 兄弟の在籍	既に、指定校変更が認められている兄弟姉妹と同じ小学校または中学校に通学を希望する場合 (但し、同年度に在籍する場合に限る)	卒業まで 「中学校進学時でも申請により継続可」	なし
3. 家屋の増改築	家屋の増改築等により、一時的に校区外へ転居(仮住まい)し、現在籍校への就学を希望する場合	工事期間中	・建物引渡予定証明書 ・仮住まいの住所がわかる書類 (賃貸契約書等)
4. 特別支援学級	就学指定校に対象児童・生徒の状況に適した特別支援学級が設置されていない等の場合	卒業まで 「中学校進学時でも申請により継続可」	なし
5. 留守家庭	両親共働き等による留守家庭で、生活の安全面等において特に配慮が必要で、校区外の保護者に代わる者(祖父母等)に預けられる場合	卒業まで 「中学校進学時でも申請により継続可」	・両親の勤務先及び保護者に代わる者の証明書
6. いじめ・不登校	いじめや不登校の問題等で特に配慮が必要な場合	必要とされる期間	・在籍学校長の意見書
7. 部活動	就学指定校に希望する部活動がない等の理由で配慮を要する場合 (通学上の安全等特に配慮を要する場合を除き、最寄りの学校への就学とする)	卒業まで	本人自筆の確約書 (原則として退部した場合は、指定校へ戻ること) (保護者署名)
8. その他	必要事項については、教育長が定める	必要とされる期間	必要に応じて
	和歌山県教育委員会指針「中学校における豊かなスポーツライフの実現のために」に係る基準については、別紙参照		

※幼稚園児の指定園変更についても上記基準に準ずるものとする。

また、上記基準のいずれの場合も、登下校は保護者の責任のもと行うことを、理由書に明記すること。